

令和3年第13回教育委員会臨時会
(7月9日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年7月9日（金）午前8時30分から午前8時45分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
兼中央図書館長	
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長	工藤 哲士
兼教育支援館長	
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 緊急事態宣言発出に伴う教育委員会の対応について

2 その他

午前8時30分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第13回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

また、垣内委員は所用のため、臨時会は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、臨時会は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

日程第1、教育長報告の協議事項、庶務課のアについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これを許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、協議事項、庶務課のア、緊急事態宣言発出に伴う教育委員会の対応について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。今回、資料は画面共有とさせていただきます。画面をご覧くださいながら、よろしくお願いいたします。

まず1番、区の対応です。緊急事態宣言が7月12日に発出されることを受け、以下の対応を行います。(1) 窓口業務について。窓口業務については、可能な限り休止・縮小いたします。水曜窓口時間延長は、宣言期間中休止をいたします。休日開庁につきましては、通常どおり実施いたします。

(2) 区有施設についてです。貸館施設は日中のみ利用可能といたします。ただし、利用者へは利用自粛を促します。当面の間、夜間枠の新規予約を停止いたします。宣言期間中の夜間枠の利用を停止いたします。区有施設の開館時間につきましては、最長19時までといたします。

続いて(3)、イベント等についてです。区主催のイベント等については、国の通知に基づき、感染拡大防止策の徹底を前提に開催を判断いたします。なお、参加人数については、収容定員の50%以内に制限をいたします。

続いて(4)、区の職員体制です。宣言期間中は、原則5割以上の出勤抑制を実施いたします。

なお、こちらの区の対応につきましては、この後9時から開催される区のコロナ対策本部において決定される予定となっております。

続きまして2番、教育委員会の対応です。別紙1をご覧ください。こちらの資料につきましては、これまでどおり表の右側に7月11日までの対応、まん延防止等重点措置期間中の

対応、左側には、7月12日に発出される予定の緊急事態宣言中の対応を記載しております。

まず1番、小学校、中学校、幼稚園、こども園（短時間）の対応です。7月12日からは、感染症防止対策を徹底しながら、学校園運営を継続いたします。行動基準につきましては、学校園版感染症予防ガイドラインのレベル2といたします。

具体例といたしまして、部活動は公式試合への参加は、可。ただし、保護者の参観は不可。練習試合の実施は、不可。活動は、授業日のみの実施とするが、公式試合への参加がある場合は、週休日等の活動を可といたします。

また、学校園行事等について、優先度の高い行事については、「3つの密」にならないような計画のもとで実施をいたします。夏季施設等事業及び修学旅行は、宣言期間中は中止といたします。

続いて2番、保育園、こども園（長時間）です。こちらは、宣言期間中、左側の欄ですが、感染症対策を徹底しながら保育を継続します。ただし、感染状況に応じて園行事を中止、または縮小いたします。

3番こどもクラブ、4番放課後子供教室、5番児童館、こちらはいずれも、宣言期間中も感染症対策を徹底しながら事業運営・施設運営を継続いたします。

続いて6番、社会教育施設です。こちらは宣言期間中、集会室等の貸室については17時まで利用可能といたします。ただ、夜間の利用については中止です。ミレニアムホールにつきましては、夜間の利用について、自粛要請を行います。マルチメディアルーム等の個人利用を19時まで可能といたします。

7番、体育施設です。こちらは宣言期間中につきましては閉館時間は19時といたします。全てのスポーツ施設は利用可能といたします。プールやトレーニングルーム等の個人利用は19時までといたします。

続いて8番、図書館です。閲覧席の利用サービス、新聞・雑誌の館内閲覧サービス等は継続いたします。中央図書館、はばたき21の閉館時間を19時といたします。いきいきプラザの閉館時間は、引き続き17時といたします。

9番、少年自然の家霧ヶ峰学園。こちらは、宣言期間中は休館といたします。

最後に10番、学校開放です。こちらも宣言期間中は休止といたします。

教育委員会の対応につきましては以上でございます。協議事項の説明は、以上でございます。ご協議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 今までと同じようなご対応をいただくということで理解いたしました。

1点伺いたいののが、教育委員会の対応についての別紙1番の第1号ですね。小学校、中学校、幼稚園、こども園（短時間）の部分で。学校行事等の箇所に、夏季施設等事業及び修学旅行、これはいわゆる一般に言われる宿泊行事全般を指すんでしょうけれども、宿泊行事に限らず、学習指導要領に定めている特別活動の中の学校行事に位置付けられているこういった行事というのがとても重要なウエイトを占めているのではないかと思うんです

ね。そういったところでは、昨年も、宿泊行事を台東区内の様々な施設を使ったりして柔軟に対応していただいた学校もあるそうでございますので、そのあたり、教育委員会としても特段の配慮をお願いしたいと思います。

○矢下教育長 そのほかはよろしいですか。

○神田委員 私も高森先生と同じように考えておりまして、この宿泊を柔軟に対応できたらありがたいなと思いました。

実際にはどのくらいの学校がここに関係するのでしょうか。

○学務課長 現在、この緊急事態宣言中の期間に行事を予定していた学校が 14 校ございます。こちらについてはいずれもキャンセルを行いまして、その部分については区の方で負担をするという考えでおります。

○神田委員 かなり多くて対応は大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○矢下教育長 末廣先生はよろしいですか。

○末廣委員 今のあれに関連してなんですが、いわゆる学校全校の夏休みのいろいろな行事で、8 月、この緊急事態のあれは 8 月 22 日までですかね。それ以降の夏休み中に行事予定がある学校もいくらかあるのでしょうか。

○学務課長 8 月 23 日から 8 月末までに行事を予定している学校も幾つかございます。現在のところ 6 校、予定をしているというところでございます。

○末廣委員 そうしますと、その学校は予定どおりやるということになるんですか。

○学務課長 こちらはまだ、やはり緊急事態宣言が延長してしまった場合には実施することができなくなってまいりますので、このキャンセル料が発生する 1 か月前までに、各学校で実施をするか、延期とするか検討していただくということになります。

○末廣委員 そうですか。

それは、各学校園の判断に任せるということですか。

○学務課長 基本的には各学校で考えていただくということにはなりますが、教育委員会で協議の上、決定をしていくという考えでございます。

○末廣委員 分かりました。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上を持って、臨時会の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして、臨時会を閉じ、散会いたします。

午前8時45分 閉会